

令和2年度第2回南部町介護保険運営協議会	
令和2年11月5日(木) 午後6時～	資料6

## 報告事項 4

令和2年度包括的支援事業（権利擁護業務）の相談等  
（4月～9月）について

南部町介護保険運営協議会

## 報告事項 4

### 令和2年度包括的支援事業（権利擁護業務）の相談等（4月～9月）について

権利擁護とは、高齢者虐待の防止や悪質な訪問販売などから人権や財産を守るための高齢者の保護など、高齢者が安心して生活ができるよう支援する、高齢者の権利を守るための取組みです。

#### 1 権利擁護に関する相談

##### ◆権利擁護に関する相談件数の推移

	成年後見制度	日常生活自立支援	老人福祉施設等への措置	高齢者虐待	困難事例への対応	消費者被害	計
平成27年度	3	0	1	10	4	0	18
平成28年度	2	1	0	10	4	3	20
平成29年度	2	1	1	12	4	1	21
平成30年度	2	1	0	7	9	1	20
令和元年度	4	1	0	3	4	0	12
令和2年度	2	0	0	3	1	0	6

資料：地域包括支援センター

#### 2 高齢者虐待に関する相談

##### ◆高齢者虐待に関する相談・通報件数の推移

	相談・通報件数	虐待の事実が認められた件数	虐待の種別				
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
平成27年度	10	7	2	2	5	0	2
平成28年度	10	6	5	0	2	0	0
平成29年度	12	8	6	0	0	0	2
平成30年度	7	4	3	0	2	0	2
令和元年度	3	0	0	0	0	0	0
令和2年度	3	3	2	1	0	0	1

資料：地域包括支援センター

## 相談内容

	被虐待者	相談・通報者	内 容	確認結果	虐待の種類
1	90代 女性	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	本人の年金が弟名義の借金返済に充てられたもの	虐待	経済的虐待
2	80代 女性	近隣自治体 (包括職員)	親子けんかの末に、娘から腰を蹴られたもの	虐待	身体的虐待
3	80代 男性	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護負担から叩く、食事を与えないといったもの	虐待	身体的虐待 介護等放棄

## (参考) 高齢者虐待について

高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」であり、高齢化が進む中で大きな社会問題となっています。このような状況を受けて、高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳を保持することを目的として、平成18年4月に「高齢者虐待防止法」が施行されました。

高齢者虐待には、さまざまな形態があります。

身体的虐待	暴力行為などで身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部と接触させない
介護等放棄	介護の生活の世話をしている家族が、介護や世話を放棄する
心理的虐待	高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与える
性的虐待	本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりする
経済的虐待	財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限する